

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する
基本方針概要案に対する意見募集の実施結果について

平成16年9月30日
環境省総合環境政策局環境教育推進室
文部科学省生涯学習政策局社会教育課

平成16年8月4日から8月23日までの間、国民の皆様からの御意見の募集を行った「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針概要案」について、その意見募集の結果を下記のとおり取りまとめましたので公表します。

1. 意見募集の結果

意見提出件数... 40件

2. 御意見への対応について

提出された意見のうち以下の点については、基本方針に反映させていただきました。

基本方針全般について

御意見	対応
本法律は持続可能な社会の構築を目的とするものであることから、環境のみならず、経済活動や文化・歴史など人間活動にも踏み込んだ本質的な視点が不可欠。しかし基本方針案では、全体的に自然環境教育など従来の環境教育の域を出ない範囲で捉えられており、このような内容の環境教育では、持続可能な社会の構築に役立つかどうか甚だ疑問であり、世界的な流れに遅れをとるものと考ええる。	概要案においても、社会経済に関する環境教育を含め記述していましたが、御意見を踏まえ、大量生産、大量消費、大量廃棄への反省、といった基本的な認識を記述し、また国内外の経済の在り方、生活、文化の在り方についての理解の大切さへの言及など記述をより充実させました。
カタカナ語については、使用は最小限にすべき。	御意見を踏まえ、最小限としました。
基本方針概要の全体について、環境教育といいながら、その環境の定義、内容についての説明が乏しい。	「はじめに」において、環境問題の背景、内容の広がりについて記述しました。

「はじめに」について

御意見	対応
「はじめに」において、この法律の位置づけ、この基本方針の位置づけ、この法律での「環境教育」の位置づけをわかりやすく簡潔に記述してほしい。	「はじめに」においてできる限り分かりやすく記述しました。

「 1 . 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な事項 」
について

御意見	対応
(1) の冒頭の文章は、目的と手段が逆。	より分かりやすく修正しました。
「都市における環境教育」の視点が不足している。東京や大阪といった大都市では、ヒートアイランド現象や自動車排気ガスによる大気汚染の被害が深刻です。ゆえに、こういった問題は、人間と環境の関わりを学ぶ上では非常に有効な素材。環境問題の解決に環境教育をいかしていくことができるよう、基本方針には、「都市における環境教育」をしっかり位置付けるべき。	『(2) ウ 社会、地域、家庭における環境保全の意欲の増進を進める環境の整備』に追加しました。
(2) アの表題は「環境教育の目指す人間像」が適当。	御意見のとおり修正しました。

「 2 . 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針 」について

御意見	対応
「特定非営利活動促進法（NPO法）等の制度ができましたが、税制、助成、事業委託等において、自律的、効果的な活動を支える観点から仕組みの整備や運営を進めていく必要があります。」と記載されていますが、このような考えについて、「2.	『(1) カ 継続的な取組』の中で、環境整備について記述しました。

<p>環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針」の各項目では読み取ることができない。</p>	
<p>”遊び”というのは、”体験活動”の中に含まれているであろうが、”体験学習””体験活動”などという言葉にはまとめることのできない、本当に自主的な、自然の恵みと一体化した、深い意味合いがあるため、遊びについて記述すべき。</p>	<p>『(1) ア 環境教育を進める手法の考え方』をはじめとして、他の項目においても、遊びの教育が果たす役割について記述しました。</p>
<p>(1) アの2つ目の・で、体験活動が重視されているが、現状を見ると、体験そのものが自己目的化されがちで、何のための体験なのか分からないものも多々あるので、体験はあくまで手段であり、目的は持続可能な社会を作ることである旨を記述すべき。</p>	<p>『(1) ア 環境教育を進める手法の考え方』において、指導に当たって体験自体が目的化しないよう留意する旨記述しました。</p>
<p>基本的な推進方策として、(1) アの中で「体系的かつ総合的な教育を進めるための効果的な仕組みを構築する」と書かれているが、現在、学校教育の中では、体系的、総合的に環境教育を進めるに至っていない。各教科等における環境に関わる内容が充実されてきているため、それらの内容の連携を図り、効果的に生かすべき。そのためにも、各学校が環境教育の全体計画を作成し、意図的・計画的に環境教育が行われるようすべき。</p>	<p>『(2) ア 学校における環境教育』に加筆しました。</p>
<p>学校における環境教育が、より子どもたちや地域住民に関かれたくさんの人々の学びの場となるよう、学校教育の記述に「児童生徒や地域住民と共に」という考え方を入れるべき。 また、その時に教員にコーディネーターとしての能力が求められることから教員養成課程でそのための訓練を必須のものとするべき。</p>	<p>より記述を充実させるべく、学校と地域をつなぐコーディネーターの必要性や教職員のコーディネーターとしての能力向上について記述しました。</p>
<p>「学校施設(エコスクール)の整備や緑化などを進め、環境教育の教材として・・・」について、「地域在来の植物による」緑化、ビオトープづくりとすべき。「景観緑三法」と「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」附帯決議に同様の主旨が盛り込まれているため。</p>	<p>『(2) ア 学校における環境教育』において、加筆しました。</p>

<p>学校施設(エコスクール)の整備や緑化などを、児童生徒や地域住民と共にすすめ、実践的な環境教育の教材として活用することをすすめるとの旨を書かいて欲しい。</p>	<p>『(2) ア 学校における環境教育』に、ハード整備と共にこれを活用した環境教育の推進を記述しました。</p>
<p>地域施設には環境学習セクターや地球温暖化センターなど多種あり、学習の幅を広げる意味で非常に重要なので、それらを追加すべき。</p>	<p>御意見の施設について、『(2) ウ 社会等幅広い場における環境教育の推進』に追加しました。</p>
<p>祖父母・地域のシニア・シルバーの機能を再活性化させ、“生きがいづくり 知恵つたえ”の役割を担ってもらうことを別だてで位置付けてほしい。 高齢者には、原風景・原体験や知恵がある。生きがいづくり、知恵つたえ、家族機能の再生、世代間交流、文化の伝承、社会参加、少子化社会の活性化等々計り知れない可能性がある。</p>	<p>『(2) ウ 社会等幅広い場における環境教育の推進』に、昔から地域に住んでいる人、高齢者の知識をいかすことの大切さを記述しました。</p>
<p>「地域社会における環境教育の充実を図るため、こどもエコクラブ事業、子どもの水辺再発見プロジェクト、地域交流拠点、「水辺プラザ」整備事業等の実施、河川整備基金、緑と水の森林基金の活用等による民間団体等が実施する子どもの体験活動等への支援、学校を地域住民も対象とした環境教育の場として活用すること等を進めます。」の箇所に、「生き物調査」を追加してほしい。</p>	<p>『(2) ウ 社会等幅広い場における環境教育の推進』において、生き物調査における体験活動の機会確保を記述しました。</p>
<p>「暮らしの中における環境教育として、生活者、消費者への環境教育に関する取組を進めます。」をもっと強調すべき。</p>	<p>『(2) ウ 社会等幅広い場における環境教育の推進』において、暮らしに関する施設の位置づけを明らかにするなどいくつか加筆しました。</p>
<p>公害の被害と公害の経験に学ぶことをきちんと位置づけることが大切。過去に学び未来に生かす活動は、環境教育の基本。</p>	<p>『(2) オ プログラムの整備』において、過去の公害体験に学び問題の解決にどういかに学ぶことが効果的である旨記述しました。</p>
<p>GEMS,ネーチャーゲーム、プロジェクト・ワイルド、プロジェクト WET 等、これらの例示は本基本方針に記載するのは不適當。</p>	<p>『(2) オ プログラムの整備』において、個別の列挙を削除しました。</p>

<p>総合的な学習の時間を有効に生かすために、地域との連絡調整の機会をつくる、あるいは既存の地域協議会的組織がある場合は、総合的な学習の時間の運営を協働で実施する役割を強化する措置を求める。</p>	<p>『(2) キ 各主体の連携』において、地域の協力を得ながら総合的な学習の時間を効果的に実施すること、学校の評議員制度や学校評価において地域と連携して環境教育を推進することを追加しました。</p>
<p>中学、高校においては課外活動が盛んであり、スポーツ系のクラブ活動に参加する児童・生徒が多く、土曜日の子どもの居場所をつくる上で重要な役割を担っている。一方、スポーツの苦手な子どもたちが土曜日に居る場所が減ったという問題もある。</p> <p>地域に根ざし、地域と関わる教育活動を日常的に進めるため、「環境クラブ(仮)」といった課外活動を設け、教員あるいは地域の組織や人材との連携による環境教育活動を推進すべき。</p>	<p>『(2) キ 各主体の連携』において、課外活動を設けることの大切さを追加しました。</p>
<p>調査研究については、海外に良い事例も多いことから、「国内外の調査」を行うことを明記すべき。</p>	<p>『(2) ク 環境教育の更なる改善に向けた調査研究』において、国内外の調査研究を行う旨記述しました。</p>
<p>未活動のサラリーマン層に対する施策がほとんど記載されていないので、もっと記述すべき。</p>	<p>『(2) 職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育』において、職場での研修、ボランティア活動の推進について記述を充実させました。</p>

「3. その他の重要な事項」について

御意見	対応
<p>自然環境の保全や地域住民の生活をより理解していくためにも、市区町村や学校との関係づくりは大切。</p>	<p>(1) に記述しました。</p>
<p>評価をお手盛りのものとしないう、検討、見直しにあたっては、真の利害関係者が対等な立場で関わり合う枠組みを設けるべき。</p>	<p>『(1) 政府と国民、民間団体、事業者との連携、協力』において、国民、民間団体、事業者が参画して、連携の在り方の評価、改善を行う旨</p>

	記述しました。
<p>この基本方針概要の</p> <p>”ふるさとから学び地域ぐるみで環境を守り良くし”</p> <p>”地域環境力の活性化”</p> <p>”地域環境がもたらす恵みを持続的に享受する”</p> <p>”豊かな自然を保全し育成してこれと共生する地域社会を構築する”</p> <p>などの考え方を実現するに当たり地域住民と共に取り組むであろうことになるであろう、欠くことのできない主体「地方公共団体」についての記述が見当たらないよため、地方公共団体についてもきちんと言及することが必要。特に地方公共団体の基本方針や計画の策定について記述することが適当。</p>	<p>『(1) 政府と地方公共団体との連携強化』において、地方公共団体による施策の推進や計画、方針の策定が大切であり、そのため国として情報交換の場の提供や情報提供により地方公共団体の取組を支援する旨記述しました。</p>

上記の意見以外に、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育に関する多数の意見をいただきました。御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。今後の参考とさせていただきます。